（駐車場法施行令の一部改正）

第十条　駐車場法施行令（昭和三十二年政令第三百四十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号ハ中「特別支援学校」の下に「、幼保連携型認定こども園」を加える。

（住宅地区改良法施行令の一部改正）

第十一条　住宅地区改良法施行令（昭和三十五年政令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「保育所」の下に「、幼保連携型認定こども園」を加える。

（道路交通法施行令の一部改正）

第十二条　道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の三第一項中「又は保育所」を「、幼保連携型認定こども園、保育所又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の三第十項に規定する小規模保育事業若しくは同条第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設」に改める。

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行令の一部改正）

第十三条　障害者の雇用の促進等に関する法律施行令（昭和三十五年政令第二百九十二号）の一部を次のように改正する。

別表第三第五号中「小学校及び」を「小学校、」に改め、「除く。）」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加え、同表第六号中「児童福祉施設」の下に「（幼保連携型認定こども園を除く。）」を加える。

（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令の一部改正）

第十四条　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第三百一号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「保育所」の下に「、幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）」を加える。

（交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令の一部改正）

第十五条　交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令（昭和四十一年政令第百三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「幼稚園」の下に「、幼保連携型認定こども園」を加える。

（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令の一部改正）

第十六条　公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

第七条中「第四条第五号」を「第四条第六号」に改める。

（都市計画法施行令の一部改正）

第十七条　都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「大学を除く。）」の下に「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。

第二十一条第二十六号ロ中「社会福祉法」を「児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による家庭的保育事業、小規模保育事業若しくは事業所内保育事業、社会福祉法」に改める。

（建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令の一部改正）

第十八条　建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の各号」を削り、「）第一条に規定する学校」の下に「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第三号において「第一条学校等」という。）」を加え、同条第三号中「学校教育法第一条に規定する学校」を「第一条学校等」に改める。

（沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正）

第十九条　沖縄の復帰に伴う文部省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百六号）の一部を次のように改正する。

第二十七条中「及び幼稚園」を「、幼稚園」に改め、「幼稚部を含む。）」の下に「及び幼保連携型認定こども園」を加え、「保育所の児童」を「保育所等（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）附則第八条第一項に規定する保育所等をいう。）の児童（同項に規定する児童をいう。）」に、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）」を「同法」に改める。

（水源地域対策特別措置法施行令の一部改正）

第二十条　水源地域対策特別措置法施行令（昭和四十九年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「保育所」の下に「、幼保連携型認定こども園」を加え、同条第十号中「あわせて」を「併せて」に改める。

（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令の一部改正）

第二十一条　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行令（昭和四十九年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第七条第三号中「又は同法」を「、同法」に改め、「児童自立支援施設」の下に「又は同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業若しくは同条第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設」を加え、同条に次の一号を加える。

十　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第十二条の表十三の項において「幼保連携型認定こども園」という。）

第十二条の表十三の項中「学校」の下に「（幼保連携型認定こども園を除く。）」を加える。

（職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第九条第四号及び第七号の人事委員会又は公平委員会を定める政令の一部改正）

第二十二条　職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第九条第四号及び第七号の人事委員会又は公平委員会を定める政令（昭和五十三年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二号中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）」を「教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第一項」に改める。

（特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令の一部改正）

第二十三条　特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法施行令（昭和五十三年政令第三百五十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一号中「又は児童自立支援施設」を「若しくは児童自立支援施設又は同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業若しくは同条第十二項に規定する事業所内保育事業を行う施設」に改め、同条に次の一号を加える。

六　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園

（国勢調査令の一部改正）

第二十四条　国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「各種学校」の下に「又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園」を加える。